

議会運営委員会

日 時 平成 28 年 3 月 25 日 (金) 午後 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 追加議案について

第 77 ~ 82 号議案 (人事議案)

2 3 月定例会最終日 (3 月 28 日) 日程等について

(1) 会議順序

午前 10 時 ~ 予算特別委員会
総計特別委員会
各常任委員会
(議運事前調整)
議会運営委員会 ~ 幹事会 ~ 会派会議
本会議 (午後の予定)
(議長記者会見)

(2) 議事日程

諸報告 (監査、会議録精査)

第 1 第 1 号議案から第 58 号議案まで及び第 76 号議案 (委員長報告 ~ 表決)

第 2 請願について (委員長報告 ~ 表決)

第 3 第 77 号議案から第 82 号議案まで (提案理由説明、質疑、表決)

第 4 議第 1 号議案 (提案理由説明 ~ 表決)

第 5 議第 2 号議案及び議第 3 号議案 (表決)

第 6 意見書案、決議案について (質疑、討論、表決)

第 7 議員の派遣について (表決)

第 8 亀岡市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

(3)修正案

第1号議案（一般会計予算）【別紙 1】

(4)請願

建設アスベスト問題の早期解決を求める意見書の提出を求める請願

T P P協定の拙速な批准を行わないよう意見書の提出を求める請願

(5)人事議案

第77号議案（副市長）

第78号議案（監査委員）

第79号議案（教育長）

第80号議案（教育委員）

第81号議案（固定資産評価審査委員会委員）

第82号議案（固定資産評価員）

(6)議第1号議案～議第3号議案

議第1号 ... 議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

（費用弁償の支給）【別紙 2】

議第2号 ... 委員会条例の一部改正

（機構改革に伴う部の名称変更）【別紙 3】

議第3号 ... 会議規則の一部改正

（協議等の場から政策研究会を除外）【別紙 4】

発議者の決定

(7)意見書案、決議案

建設従業者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）

【別紙 5】

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書（案）

【別紙 6】

北陸新幹線小浜ルート of 早期整備を求める決議（案）【別紙 7】

発議者の決定

(8)討論通告期限

○3月25日（金）午後4時まで

(9)議員の派遣

正副議長の派遣（議会運営委員会視察）

(10) 選挙管理委員会委員及び補充員

候補者名簿【別紙 8】

3 議長声明について

4 6月定例会日程について【別紙 9】

5 全員協議会、広報広聴会議規程について【別紙 10、11】

6 議会報告&わがまちトークでの意見について(平成28年2月開催)
【別紙 12】

7 議会報告会について（広報広聴会議報告）【別紙 13】

日程・開催場所

5月28日（土）午後2時から

市民ホール

打合せ なし

8 議会運営委員会視察日程について

4月13日（水）高山市議会

14日（木）三重県議会

9 その他

次回の議会運営委員会

3月28日（月）午前（常任委員会終了後）

平成28年度亀岡市一般会計予算増減修正表

(歳入歳出予算の修正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ284,371千円減額し、歳入歳出予算の総額を30,797,000千円から30,512,629千円に修正する。

2 歳入歳出予算の総額の修正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに修正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算修正」による。

第1表 歳入歳出予算修正

1 歳入

款	項	金額
15 国庫支出金		(千円) 4,594,323
	2 国庫補助金	979,417
	3 国庫委託金	22,722
19 繰入金		422,160
	2 基金繰入金	370,576
22 市債		2,369,300
	1 市債	2,369,300
歳入合計		30,512,629

2 歳出

款	項	金額
2 総務費		(千円) 3,293,009
	1 総務管理費	2,330,524
3 民生費		12,319,242
	1 社会福祉費	6,260,200
8 土木費		2,941,606
	4 都市計画費	1,778,276
歳出合計		30,512,629

平成28年度 亀岡市一般会計予算増減修正箇所説明書

2 歳 入

款	項	目	本年度予算額 (千円)	節		説明
				区 分	金額(千円)	
15款 国庫支出金	2項 国庫補助金	6目 土木費国庫補助金	547,611	3 都市計画費補助金	△ 99,000	公園整備事業補助金減
	3項 国庫委託金	4目 総務費国庫委託金	459	1 総務管理費委託金	△ 91	自衛官募集事務委託金
19款 繰入金	2項 基金繰入金	1目 財政調整基金繰入金	350,000	1 財政調整基金繰入金	△ 4,780	財政調整基金繰入金減
22款 市債	1項 市債	5目 土木債	870,500	3 都市計画債	△ 180,500	公園整備事業債減
歳 入 合 計				△ 284,371		

3 歳 出

款	項	目	本年度予算額 (千円)	財源内訳 (千円)	節		説明
					区 分	金額(千円)	
2款	1項 総務管理費	1目 一般管理費	2,118,405	国庫支出金 △ 91	9 旅費 △ 1	自衛官募集事務経費減	
		6目 企画費	33,228	一般財源 △ 1,180	11 需用費 △ 75 12 役務費 △ 15 8 報償費 △ 267 9 旅費 △ 4 11 需用費 △ 69 13 委託料 △ 540 19 負担金補助及び交付金 △ 300		京都・亀岡保津川公園 関連事業経費減
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	1,834,064	一般財源 17,000	20 扶助費 17,000	子ども医療費助成経費増	
		8目 人権啓発費	47,606	一般財源 △ 500	19 負担金補助及び交付金 △ 500	人権擁護施策推進要求亀岡市実行委員会負担金減	
8款 土木費	4項 都市計画費	5目 公園整備事業費	520,432	国庫支出金 △ 99,000	7 賃金 △ 468 9 旅費 △ 220	公園緑地整備事業費減	
				市債 △ 180,500	11 需用費 △ 1,100 12 役務費 △ 480 13 委託料 △ 332		
歳 出 合 計				一般財源 △ 20,100	17 公有財産購入費 △ 297,000	△ 284,371	

議第1号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項」を「前3項」に、「旅費」を「費用弁償」
に、「亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第1
4号)中第18条第2項及び第3項の規定を除き」を「亀岡市職員等
の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の規定（第1
項の旅費にあっては同条例第18条第2項及び第3項を除く。）を」
に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」
に、「旅費」を「費用弁償」に改め、同項を同条第3項とし、同条第
1項の次に次の1項を加える。

2 議長、副議長及び議員が招集に応じて本会議、常任委員会、議

会運営委員会、特別委員会又は亀岡市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第166条に規定する協議等の場に出席したときは、住居から参集場所までの往復の路程に応じて、費用弁償として交通費の実費相当額を支給する。

別表中「

鉄道賃	船賃	車賃（1キロメートルにつき）
特別職の職員で常勤の者の例に準じる。		円 37

」を

「

交通費		
鉄道賃	船賃	車賃
特別職の職員で常勤の者の例に準じる。		1キロメートルにつき37円又は実費額

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由説明

議第1号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由説明を行います。

本議案は、地方自治法第203条第2項の規定に基づき、議員の職務に要する費用弁償として、会議等の出席に係る交通費の実費相当額を支給できるよう、条例改正を行うものです。

地方自治法上、費用弁償とは、議会の正規の職務を行うために要した経費として支給されるものであり、職務遂行の対価として支給される議員報酬や議員の調査研究その他の活動に資するよう支給される政務活動費とは区別され、実費弁償的意味をもつものであります。

本市議会では、会議出席時の費用弁償に関して、以前は日額2600円の定額が支給されていましたが、本市の財政状況等を踏まえ、より議会の透明性と公開性を高める観点から、議会の意思として、平成18年4月1日よりこれを支給しないよう、本条例を改正した経過があります。

今回の提案は、平成27年3月、議長より議会活性化について諮問を受けた議会運営委員会において、過去の条例改正の趣旨も踏まえつつ、議会基本条例の趣旨に基づき、議会の役割を最大限に果たせるよう、様々な観点から検討を重ねる中、その取組項目の一つとして結論を得たものであり、

今後より一層議会の機能を強化し、各議員の充実した議会活動を支援する観点から、法の規定に則り交通費の実費相当分を支給できるよう、その規定整備を図るものです。

全議員の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議第 2 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条総務文教常任委員会の項第 2 号中「政策推進室」を「市長公室」に改め、同条産業建設常任委員会の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 土木建築部の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表政策研究会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成28年6月亀岡市議会定例会日程（案）

（会期 18日間）

日	曜日	行 事	備 考
5/30	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
31	火		
6/1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月	定例会開会 <一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00>	
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土		
12	日		
13	月		
14	火	一般質問、議運 <質疑通告期限：本会議終了時>	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 一般質問順 1 共産 2 緑風 3 公明 4 新清流 </div>
15	水	一般質問	
16	木	一般質問（追加議案）	
17	金	総務文教常任委員会	
18	土		
19	日		
20	月	環境厚生常任委員会	
21	火	産業建設常任委員会 <意見書提出期限：委員会終了時>	
22	水	委員会予備日、議運 <討論通告期限：16:00>	幹事会、会派会議
23	木	常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

亀岡市議会全員協議会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）第166条第4項の規定に基づき、同規則別表に規定する全員協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 全員協議会は、議会の運営、市政の課題等に関し協議又は調整を行う。

（構成）

第3条 全員協議会は、議員の全員をもって構成する。

（会議）

第4条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（出席要求）

第5条 議長が必要と認めるときは、説明のため市長その他関係者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 全員協議会は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。

（会議の傍聴）

第7条 全員協議会の傍聴の取扱いは、亀岡市議会委員会条例（昭和48年条例第43号）第18条に規定する委員会の傍聴の例による。

（記録）

第8条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

亀岡市議会広報広聴会議規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）第166条第4項の規定に基づき、同規則別表に規定する広聴広報会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 広聴広報会議は、次の各号に掲げる事項の協議又は調整を行う。

- （1）議会報の発行計画、掲載事項及び編集に関すること。
- （2）インターネットによる議会の情報発信に関すること。
- （3）議会報告会及び意見交換会の企画、運営並びに聴取した意見等の整理に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

（組織及び委員）

第3条 広聴広報会議は、各常任委員会の副委員長及び各会派から選出された議員をもって構成するものとし、9人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、議長の指名により選任する。
- 3 委員の任期は、常任委員の任期の例による。

（委員長及び副委員長）

第4条 広聴広報会議に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 広聴広報会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（部会の設置等）

第6条 広報広聴会議に、広報部会及び広聴部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事項は、第2条各号に掲げる事項のうち委員長が会議に諮り指定する事項とする。
- 3 部会は、委員長が指名した副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 部会には部会長及び副部会長1人を置くものとし、部会長は、副委員長をもって充て、副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

6 部会は、その所属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(出席要求)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、説明のため委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 広聴広報会議は、これを公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(記録)

第9条 委員長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(委任)

第10条 亀岡市議会会議規則及びこの規程に定めるもののほか、広報広聴会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

議会運営委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
馬路	7 総合計画後期基本計画に対して、議会としての意見は反映されているのか。	地方版総合戦略や総合計画後期基本計画については、事前説明を受け、議会としての意見を出し、その回答ももらっている。今後、後期基本計画については、3月定例会で審査する。総合戦略については、議決事項ではないので、そのまま公表されるが、議会の意見を受けて、受け止められる内容については、その中に反映されることとなる。	議会運営			

議会報告会 開催要項

(平成 2 8 年 3 月定例会)

趣 旨	平成 2 8 年 3 月定例会の当初予算審査を中心に報告を行う (一般会計は予算特別委員会、特別会計は各所管委員会)
開催日時	平成 2 8 年 5 月 2 8 日 (土) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 3 0 分
開催場所	亀岡市役所 市民ホール
参加対象	亀岡市民等
案内方法	「議会だより」「フェイスブック」「市おしらせ」「各新聞」等
出席議員	全議員
役割分担	会場設営等準備撤収は広報広聴会議委員 報告の役割分担は別途
次 第	別紙のとおり
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・資機材の運搬、会場設営等全て広報広聴会議委員で行う・「議員紹介」は、氏名、所属常任委員会名のみとする・議員の個人の意見は基本言わない

議会報告会（市民ホール）

開 催 次 第

司 会（広報広聴会議委員長）

- | | | |
|---|-----------------------|-----------|
| 1 | 開 会 | 3分 |
| 1 | 開会挨拶 | （議長） 5分 |
| 1 | 出席議員紹介 | 4分 |
| 1 | 議会報告 | |
| | 予算特別委員会 | （委員長） 30分 |
| | 第4次亀岡市総合計画後期基本計画特別委員会 | （委員長） 5分 |
| | 総務文教常任委員会 | （委員長） 5分 |
| | 環境厚生常任委員会 | （委員長） 5分 |
| | 産業建設常任委員会 | （委員長） 5分 |
| 1 | 質疑応答 | 25分 |
| 1 | 閉会挨拶 | （副議長） 3分 |
| 1 | 閉 会 | |

* 受付担当（富谷、並河）

* 写真担当（奥村、竹田）

* 要約筆記担当（奥村、富谷）

集合時間 13時

議会報告、わがまちトーク開催方針（案）

議会報告会のあり方について

現行の「議会報告&わがまちトーク」を解体し、「議会報告会」と「わがまちトーク」を開催

1. 議会報告会

時期

当初予算審査後と決算審査後の年2回

内容

予算・決算審査を中心に、各委員会審査等も報告

わがまちトークは実施せず、質疑応答

実施方法

- ・市域をブロックに分割（ブロックについては今後検討）

2. わがまちトーク

自治会版

- ・各自治会に開催希望有無、希望される場合のテーマを照会し、希望のある自治会のみ開催
- ・開催日時は期間を設定しておき、希望自治会と調整
- ・テーマに沿ったわがまちトークを行い、議会報告は行わない（報告の必要や希望があるときは行う）
- ・班編成は今後検討

各種団体版

- ・各種団体（NPO含）に開催希望有無、希望される場合のテーマを照会し、希望のある団体のみ開催
- ・開催日時は期間を設定しておき、希望団体と調整
- ・テーマに沿ったわがまちトークを行い、議会報告は行わない（報告の必要や希望があるときは行う）
- ・班編成は今後検討